介護サービス提供時に発生した事故等についての連絡手順

**１　目的**

介護サービス提供時に発生した事故等について、介護サービス事業者が運営基準に基づき行う連絡の手順を明らかにし、事故に対する適切な対応の確保や再発防止策の検討など、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

**２　連絡方法**

|  |  |
| --- | --- |
| サービス提供時※１等に事故等※２発生 | ※１送迎中等を含む。  ※２ 「３連絡の対象とする事故の範囲」を参照 |

　　　・救護者の対応　　・利用者の家族等へ連絡

・利用者に係る居宅介護支援事業所へ連絡

|  |
| --- |
| 事業者から南関町及び保険者へ連絡（感染症又は食中毒の場合は保健所にも報告） |

|  |
| --- |
| 南関町から所管する広域本部（地域振興局）福祉課へ連絡 |

|  |
| --- |
| 広域本部（地域振興局）福祉課から、県高齢者支援課へ連絡 |

**３　連絡の対象とする事故の範囲**

|  |
| --- |
| ・サービス提供による利用者の事故等  事業者側の過失や責任の有無に関らず、利用者が死亡又は医療機関での治療を要する程度の状態に至ったものを原則とする。  ・食中毒、感染症の集団発生  ・火災・震災・風水害等により、施設設備の相当程度の破損を伴うなど、介護サービスの提供に重大な影響のあったもの  ・施設（事業所）の体制の問題等により、利用者の処遇に影響があったもの  （利用者・家族等の個人情報漏洩、誤嚥、誤薬、送迎中の事故等 ※怪我等がなくても要報告） |

**４　連絡の手順**

①第一報は、電話等により速やかに行うよう努める（特に重大又は異例な事故の場合）

②第一報後の経過については、適宜連絡を行う

③事故発生後の当面の対応が済み次第、文書により事故の連絡を行う

※感染症又は食中毒の場合には保健所にも報告すること。

→ 平成１７年２月２２日付け老発第０２２２００１号厚生労働省老健局長他４局長合同通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」を参照。

→ 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成１６年３月８日条例第１３号）を参照。

**５　事故連絡書の様式及び記載内容**

別紙の様式例「事故連絡書」を参考にすること。

**６　連絡を受けた南関町が対応する際の留意点**

①事故の内容及び事故に対する事業所の対応状況を把握するとともに、必要に応じて事業者への助言・指導を行う

②文書による連絡の内容が不足している場合は、追加連絡を求める

**７　事故連絡の活用等について**

南関町に提出された事故連絡については、とりまとめのうえ、集団指導等を通じて周知を行い、事業者のリスクマネジメントの強化に活用する。

**８　根拠法令**

|  |
| --- |
| （例）  南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例  （事故発生時の対応）  第40条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、**町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行う**とともに、必要な措置を講じなければならない。  ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置につい**て記録するとともに、速やかに町長に報告しなければならない。**  ３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 |